

# 令和6年度 生徒指導規程

府中市立上下北小学校

## 総則（目的）

学校生活は、集団生活であり、すべての児童が、安心・安全に充実した学校生活を送ることができることが基盤である。こうした学校生活を実現するためには、将来社会の一員として活躍し生きていくための基礎としてのルールやマナーを身に付け、他者と協調していくことが不可欠である。

本生徒指導規程は、学校・家庭・地域がそれぞれの立場で、児童に自主・自律及び協同の精神、規範意識、公共の精神等を育成し、主体的・建設的に社会の形成や集団生活に参加できる態度や能力を養うことを目的とし、その基準を定めるものである。

## 第1章 校内生活に関すること

～学校生活・集団生活に適した活動や学習ができるために～

### 第1条 服装について

#### (1) 制服

規定の上着、白色のポロシャツ・カッターシャツ・ブラウス  
紺色のズボン（半ズボン）、紺色のスカート

※スカートの下に、体操ズボンやスパッツをはいてもよいが、身だしなみを考えて長さを調整する。

※柄物・フリル付きのブラウスは着ない。

※ハイネックのシャツは禁止。

※シャツのすそは、ズボン・スカートの中にきちんと入れる。

#### (2) 体操服

「通年」

規定のブルーの長袖、長ズボン

規定の白色の半袖シャツ、規定のブルーのクォーターかハーフパンツ（ラインなし）、赤白帽子

「冬季」

防寒着（ジャンパー・手袋など）を着用してもよい（体温調整のため）。ただし、運動に適さない装飾品などがついている場合は不可とする（怪我を防止するため）。

※半袖・半ズボンからはみ出る長袖の下着等の着用は不可とする。

#### (3) くつ

運動に適した運動靴

#### (4) その他

① 帽子は、規定の黄色キャップ帽子。

② 名札は、冬季は制服、夏季はポロシャツの左胸に規定の名札をつける。

③ シューズ（上履き）は、白を基調とした無地とする。

④ くつ下は、黒・紺・白のいずれかの無地の物とする（ワンポイント可）。また踝を保護できる長さのものを着用する（踝ソックスは不可）。

⑤ 肌着は、華美でないものとする。（白を基調としたものが望ましい。）また、襟元や袖からはみ出さないよう配慮する。

⑥ 冬季に手袋・ジャンパー・ネックウォーマーなど防寒着を身に着ける時は、通学・校外学習・外遊びの場合のみとする。

⑦ タイツは、着用してよい。色は黒・紺のみとし、模様が無いものとする。

- ⑧ ベスト等は、制服の下に着用してもよい。色は黒・紺等の地味なものとし、Vネックで裾から出さないものが望ましい。ただし、登下校・式の際には、ベストのみにならないようにする。
- ⑨ ケガ・病気などの特別な事情により規定を守ることが難しい場合は、事前に学級担任を通して学校に相談する。

◆以上のことが守られない場合の指導流れ。

【指導→（改善がない場合）説諭→（改善がない場合）保護者連絡】

## 第2条 **持ち物や身につけるものについて**

- (1) 通学かばんは、ランドセル。（安全確保のために防犯ブザーをつけることが望ましい。）
- (2) 雨傘・長ぐつ・用具入れの袋は、特に規定を設けない。
- (3) 持ち物には、すべて名前を書く。
- (4) 学習用具
  - ①筆箱は箱形が望ましい。中には、消しゴム1個・鉛筆5本程度・赤鉛筆・ネームペンものさしを入れる。
  - ②赤ボールペンは4年生以上が実態に応じて使用してもよい。
  - ③必要に応じて鉛筆キャップや鉛筆ホルダーは使用してもよい。
  - ④シャープペンシル・カッターナイフ等は持ってこない。
    - ◆持ってきた場合の指導の流れ
    - 【指導後に学校が一時保管し保護者へ連絡するとともに保護者に返却  
→（改善しない場合）特別な指導】
  - ⑤キャラクター学習用具は、集中の妨げになるので禁止する。
- (5) 不要物
  - ・携帯電話・スマートフォン・デジタルカメラ・音楽機器・まんが・ゲーム・菓子類・ジュース類・アクセサリ・ストラップ・キーホルダー等、学校生活に必要なでないものは持って来ない。（お守りは除く。）
  - ◆持ってきた場合の指導の流れ
  - 【指導後に学校が一時保管し保護者に連絡するとともに保護者に返却  
→（改善しない場合）→特別な指導】
- (6) マスクの色・生地は規定しない。

## 第3条 **頭髪について**

- (1) 清潔で自然な髪形を基本とする。
- (2) 前髪が目にかからないようにする。長い場合は、ピンでとめて、目にかからないようにする。
- (3) 肩より髪が長い場合はゴムで結ぶ。
  - ※ゴム・ピンは、飾りのない黒・紺・茶のものとする。
- (4) 一部を極端に短く刈り込んだり伸ばしたりする髪型は禁止する。
- (5) 脱色や染色（茶髪など）、パーマ、整髪料・マニキュア・化粧品（皮膚を保護するための日焼け止めは可）の使用は認めない。
  - ◆守られない場合の指導の流れ
  - 【指導→（改善しない場合）→説諭→（改善しない場合）保護者連絡  
→（改善しない場合）保護者来校→（改善しない場合）特別な指導】

#### 第4条 安全なくらしについて

- (1) 許可なく校外に出ない。
- (2) 防火設備やAEDなどには、さわらない。
- (3) 校舎裏・グラウンドのフェンスの外へは行かない。
- (4) 他教室に用事がある場合は、先生に申し出て入室する。
- (5) 発熱等、児童が体調不良の時は、家庭連絡をし、児童を迎えに来てもらう。

#### 第5条 生活のきまりについて

細則については、「上下北小学校 生活のきまり」で指導する。  
(あいさつ・ことばづかい) (服装) (登下校) (学習) (給食) (掃除) (大休憩・昼休憩) (その他)

### 第2章 校外生活に関すること

～自分の命を大切に、社会ルールを身につけるために～

#### 第1条 登下校について

- (1) 登校は、集合場所に集まり、班長をリーダーに通学班で通学路を1列に並んで通う。
- (2) 7:45～8:00が登校の目安(忘れ物を取りに帰らない)。
  - ・遅刻・欠席・早退の場合は8時15分までに、必ず保護者を通じて、学校及び登校班に連絡をする。
  - ・特別に必要な場合を除き、自動車での送迎はしない。
- (3) 下校は、決められた通学路を通って帰る。(買い物や田畑へのいたずらなどをしない。)
- (4) 不審者等で危険を感じたら防犯ブザーを鳴らし、近くの家へ駆け込むなど自分の命を守る。  
合言葉「イカのおすし」(知らない人についていけない、乗らない、大声を出す、すぐ逃げる、知らせる)

#### 第2条 交通のきまりについて

- (1) 道路の横断
  - ・左右をよく見て手をあげて渡る。飛び出しをしない。横断歩道のあるところを渡る。
- (2) 踏み切りのわたり方
  - ・左右をよく見て渡る。踏み切りでないところを渡らない。
- (3) 自転車の乗り方
  - ・ヘルメットの着用。左側通行。暗くなったらライトをつける。交通ルールを守る。

#### 第3条 遊びのきまりについて

- (1) 危ない場所で遊ばない。(車の多い所、線路近く、池、川、がけ、橋、材木置き場等)
- (2) 危ない遊びをしない。(火遊び、モデルガン、川遊びなど)
- (3) 出かける時には、家の人に行き先と帰る時刻を言って出る。
- (4) 子どもだけで、用事がないのに店に行かない。
- (5) 子どもだけでゲームセンターやカラオケへ行かない。
- (6) 子どもだけでお金や品物(ゲーム機やゲームソフトなど)の貸し借りやカードの交換をしない。
- (7) おごったりおごられたりしない。
- (8) 友達の家や公共の場では、あいさつや片付けなど、社会のルールやマナーを守る。
- (9) 帰宅時刻を守る。
  - ・3月～10月は、午後6時
  - ・11月～2月は、午後5時
- (10) 放課後や休日に学校に食べ物やゲーム機を持ってこない。
- (11) 子どもだけで、学区外へ行かない。
- (12) 「夏休みのくらし」、「冬休みのくらし」、「春休みのくらし」のきまり等の細則を守る。

### 第3章 特別な指導に関すること

～将来にわたって社会の一員として活躍していく人となるために～

#### (1) 「特別な指導」とは

通常の教育活動では十分にその効果が現れないと考えられる場合に行う、日々の教育活動とは異なる指導のこと。

#### (2) 「特別な指導」の目的

児童に内面を見つめさせ、反省、責任の取り方等を考えさせるとともに、より充実した学校生活を送り、望ましい成長ができるように自己変革・自己指導能力の育成を目指して行う。

#### (3) 特別な指導の対象

	問題行動の種別	指導規定
法令・法規に違反する行為	・暴力行為 ・器物や建造物破損、落書き ・窃盗、万引き、金品強要 ・刃物等所持 ・交通違反 ・飲酒、喫煙、薬物乱用 ・性に関する行為 ・その他、法規・法令に違反する行為	特別な指導
	いじめ	特別な指導
本校の規則等に違反する行為	・授業妨害 ・服装、頭髪違反 ・不要物の持ち込み ・暴言 ・威圧的な態度 ・指導無視 ・その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為	繰り返す場合は特別な指導

#### (4) 指導・対応

- ①事実を確認し、必要性が認められた場合に行う。
- ②特別な指導（説諭、反省文作成、謝罪、奉仕活動、別室反省指導 等）  
※行動を振り返ったり今後の行動を考えたりする等、反省に必要な指導を行う。  
※指導期間は、問題行動の程度や繰り返しの状況、本人の反省の程度により変更する。  
※期間中の行事等への参加は、別途協議する。  
※器物破損の場合は、本人の行動に原因がある場合、原則として保護者弁償とする。
- ③保護者連絡、家庭での反省を促す連携
- ④経過指導

#### (5) その他

- ・指導には、主に担任、生徒指導担当、管理職があたる。
- ・本事項に規定していないものについては、管理職、生徒指導部、PTA本部役員等と相談の上決定する。
- ・必要に応じて、府中市教育委員会および関係機関（スクールカウンセラー、こども家庭センター、警察等）と連携を取って対応する。

付則：(1) 本生徒指導規程は、上下学園を構成する上下中学校、上下北小学校、上下南小学校の協議の上で決定したものであり、内容の変更に際しては改めて3校で協議するものとする。

(2) 細則に関しては、各校の「生活のきまり」に明示するものとする。